

香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請手続の流れ

令和 6 年度用

令和 6 年 4 月

(1) 申請の方法と補助金額

1. 申込期間と申込み方法及び予算額	<p><u>令和 6 年 4 月 22 日（月）から受付開始</u> 先着順、予算に達した時点で終了します。 <u>（予算額 420 万円、予算の範囲内とする）</u> <u>※ただし、申込額が予算の範囲を超えた場合、予算の範囲を超えた日に受付した分について、抽選により申込者を決定します。</u></p>
2. 申請の資格	<p>(1) <u>自らが居住している市内の住宅（店舗・事務所等へ併用住宅を含む）又は市内に居住を予定し新築・改築する住宅にシステムを設置する個人→住民登録をすること。</u></p> <p>(2) <u>補助金の交付の決定の日から、当該年度の 2 月末日までに太陽光システムを設置すること</u> ※すでに発電システムを設置済みの方、工事中の方は、補助の対象になりません。</p> <p>(3) <u>補助金の交付の決定の日から、当該年度の 2 月末日までに電力事業者と電力受給契約を締結すること</u></p> <p>(4) 市税を滞納していないこと</p>
3. 申請の方法	<p><u>工事業者との契約後で</u> <u>システムに係る設置工事の着工前に申請してください。</u> 交付申請書に以下の書類を添えて、環境課環境班へ提出してください。 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (工事請負契約書に発電システム機器代金が含まれていない場合)</p> <p>(1) システムを設置しようとする住宅の位置図</p> <p>(2) 工事着工前の現況写真（写真は A4 サイズでカラー印刷し、補助金申請者名、設置場所を記入）</p> <p>(3) 太陽光発電システム設置計画書（太陽電池モジュールについて電気安全環境研究所以外の認証システムの場合は認証番号が確認できる資料を添付）</p> <p>(4) 自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅にシステムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書（新築等で共有の場合も必要）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
4. 交付の決定	<p>申請後、速やかに内容を審査し、適合と認めるときは、申請者に対して交付決定の通知をします。</p>
5. 補助対象システム	<p>(1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が 10kW 未満のシステム→電力会社との契約で確認する</p> <p>(2) 太陽電池モジュールは、財団法人電気安全環境研究所等の認証を受けているもの</p> <p>(3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されている</p>

	<p>(4) 未使用品（中古品は対象外）</p> <p>(5) 補助金の交付決定をした日以降に着工するシステムであるもの</p>
6. 補助金額	<p>補助金の額は、1kWあたり 3 万円に発電するシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位は kW 表示とし、小数点以下第 2 位未満切捨て）を乗じた額とします（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）。</p> <p>ただし、上限額は 1 2 万円とします。</p>
7. 計画変更の承認	<p>申請後、申請した内容について変更や設置の中止をする場合は、速やかに香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更（廃止）届（様式第 3 号）及び太陽光発電システム設置計画変更書（別紙第 2）を提出してください。</p>

(2) 設置後の手続き

1. 実績報告	<p>補助事業者は、補助金交付決定の日から、当該年度の 2 月末日までにシステムを設置し、電力事業者と電力供給契約を締結しなければなりません。</p> <p>そして、<u>太陽光発電システム設置完了及び電力供給契約締結後、1 ヶ月以内又は当該年度に属する 3 月 31 日のいずれか早い日までに</u>、香美市太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第 5 号）に以下の書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 太陽光発電システム設置報告書（別紙第 3）</p> <p>(2) 申請者の住民票（設置場所に住所登録をしたことを証する書類・コピー可）</p> <p>(3) システムの設置状況が確認できる写真（太陽電池モジュールの設置状況、インバータ、接続箱等の写真）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象システムを設置した建物等の全体写真 ・ 太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの ・ 写真はカラー写真又はカラー印刷で提出 ・ デジタルカメラの写真の場合は、A 4 サイズでカラー印刷し、補助金申請者名、設置場所を記入 ・ 紙焼き写真の場合は、写真の裏面に補助金申請者名、設置場所を記入し、A 4 サイズ用紙に貼り付け、また、その用紙にも補助金申請者名、設置場所を記入 <p>(4) システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>(5) 電力事業者との電力供給契約書又は電力事業者の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写し</p> <p>(6) 施工業者の竣工検査の試験記録書の写し</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
2. 補助金の確定	<p>実績報告書を審査し、その内容が適合と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、香美市太陽光発電システム設置費補助金確定通知書により申請者に通知します。</p>
3. 補助金の請求	<p>補助金確定後、香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第 7 号）を提出してください。</p> <p>振込口座は、原則として申請者名義の口座となります。</p>

(3) その他

1. 処分の承認	申請者は、システムの法定耐用年数（17年）の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
2. 協力	市長は、申請者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることがあります。